

J. デリダの「大学」論 – カント読解に焦点を当てて –

Derrida's Theory of University – Focusing on the Readings of Kant –

堀内友博

HORIUCHI, Tomohiro

はじめに

本稿の目的は、ジャック・デリダ (Jacques Derrida, 1930-2004) が一連の哲学教育運動⁽¹⁾のなかで展開した〈大学〉についての考察を、彼が基盤に置いたカント読解に遡って検討することにある。より具体的にいえば、なぜデリダはカントに着目するのか、そして大学の責任とはなんなのかを検討していく。

デリダにおいて哲学と大学とは不可分のものである。それは哲学が大学のありかたを規定しているためである。西山 (2009) がいうように、大学の存在理念を哲学の統一性が保証するという点、およびそのロゴス中心主義的なありかたをデリダは批判したのであった。近代の大学の起源にはカント晩年の大学論である『諸学部の争い』(1798年)と、フンボルトの名で知られるベルリン大学の設立とがあり、デリダはカントを読みなおすことで、近代の大学のありかたについて考察し、知の中心である大学の責任について語ったのである。

デリダの哲学教育運動をめぐっては、堀内 (2019) が明らかにしているように、デリダが哲学教育にかかわった背景に彼の出発点であるフッサール現象学、ことにその晩年に顕著な〈学問にたいする責任〉の批判的継承がある。また、長坂 (2012) は、デリダのいう〈来るべきデモクラシー〉——すなわち将来的にではなくいまここで猶予なく来るべきものであり、非実在的にとどまりつつも現実的であるデモクラシー——の根源に、カント (およびフッサール) の継承を読みとっている。さらに、デリダにおける〈グローバル化〉が「フッサールにおいて独自に『カント的意味における理念』と呼ばれる、哲学の無限の課題の実現のメルクマールとしてのヨーロッパ、さらには全人類の『ヨーロッパ化』の概念とも切り離すことができない」ことが指摘されており (長坂 2012: 125)、デリダ思想におけるカント読解の重要性が十分に認められる。

本シンポジウムの主題である「〈知〉のあり方」が問われる現代にあって、知の中心である大学とはいったいなんなのか、大学が果たすべき責任とはなにかということを問うことは意義があるようにおもわれる。デリダの〈権利〉論を考察した中田 (2008) がいうように、複雑・多様な現実にたいして、旧来の理論的思惟を吸収しつつ、それにかわるなものかを提示していくことが実践論的展開の時代の学問的な責任である。とすれば、大学について語つ

たデリダを読んでいくことが、大学ひいては知の今後を考え、実践していくわたしたちの一助になるだろう。

1. なぜカントなのか

デリダは哲学教育運動のなかで〈大学〉についてしばしば言及するが、その際引き合いに出されるのがカント (Immanuel Kant, 1724-1804) である。では、デリダはそもそもなぜカントに着目するのだろうか。言葉をかえると、デリダが見ているカントとはどのような人物なのか。カントより前時代のデカルト (René Descartes, 1596-1650) と対比させるかたちで、デリダはカントの特徴を明らかにしていく。デカルトは「教育にかんする問いをたて、〈論述〉のためのレトリックを分析した」哲学者ではあるものの⁽²⁾、「公務員」としてそうした分析、論述を行ったわけではない (DP: 343f./II65)。周知のように、デカルトは大学教授ではなく、各地を遍歴し、晩年にはスウェーデン女王クリスティーナに仕えるなど、大学での地位を持つことのなかった哲学者である。ひるがえってカントは「国立大学における公務員哲学者」(ibid.) である。いまでこそ哲学は大学で教授されるものという印象が流布しているが、それはかならずしも自明のことではなく、デリダは大学をめぐる状況が変化するなかで出来たものであることに目を向けるようにうながす。

「わたしたちがいま関心を抱いているのは、この新しい空間の構成であり、国立大学における哲学と哲学者公務員の姿です。当然のことながら、そのような変化は哲学的言説自体、その手順およびその内容にたいして外在的でありつづけることはできません」(DP: 344/II66)

デリダは、なにごとにも影響を受けない「それ自体としての」哲学というものを考えるのには慎重である。文体や言語、学校といった、一般的に哲学に外在的な哲学の〈制度〉——デリダが社会科学高等研究院で担当していたのはまさに「哲学の諸制度」であった——についてばかり論じるデリダに反発する向きにたいして、「哲学への権利 *droit à la philosophie*」が「哲学へとまっすぐに」とも読めることから、先まわりしてたしなめていた点を想起すべきである。「『哲学へとまっすぐに』進むためには、少なくともなんらかの言語を通過し、数多くの下位コードを通過しなければなりません」(DP: 51/II41)。デリダにとって哲学をめぐる制度や状況は、それ自体哲学的な考察の対象になるということである。それゆえに、カントが国立大学の「公務員哲学者」として教鞭をとっていたということは、カント哲学の内容そのものと同様にデリダの関心を惹くものであり、哲学の制度を考察するデリダにとってはこのうえない範例であったといえよう。

制度としての大学をめぐる状況について見ていこう。近代の大学の雛形には、カント晩年の大学論『諸学部争い』(1798年)と、その約十年後、ヴィルヘルム・フォン・フンボルト (Wilhelm von Humboldt, 1767-1835) の主導によって設立されたベルリン大学 (1810年)

という起源があるとデリダは見ている (DP: 406f./II130)。

ベルリン大学の設立が以降の大学・高等教育に多大な影響を与えたこと、および〈フンボルト理念〉として知られるその基本原理が「学問の自由」と「研究と教育の統一」にあったことはよく知られている⁽³⁾。その根底にある「研究と教育の統一」とはなにか。それは、すでに知られている事柄を伝授することではなく、まだ知られていない事柄の探求すなわち研究を通して教育が行われるというものである。「大学で教えることができるのは『唯一の』真理ではなく、ただ研究することそれ自体であると考えなければならない」(シュネーデルバッハ 2009: 37)。〈教養=人間形成 Bildung〉の理念のもと、学問を通じた人間形成がそこではめざされているのである。そして、すでに知られている事柄——すなわちスコラ学のように一般に認められた権威者の著作に求められるような知——、すなわち静態的な知、真理の伝達に重点が置かれていったのが、カント『諸学部の争い』でいうところの「上級学部」ということになる。

カントが教鞭をとったケーニヒスベルク大学は、中世以来の伝統的な学問区分に基づいた学部構成を保持していた。それはまさにカントの大学論『諸学部の争い』で分析された、神学・法学・医学の三学部からなる上級学部と自由七科をふくむ下級学部からなるものであった(牧野 1994: 296)。

カントによれば「上級学部」とは、政府、すなわち国家が国民に直接影響を与えるものであり、「国民に強力で持続的な影響力を持つ手段」であるという。神学部は「各人の永遠の幸せ」を、法学部は「市民的な幸せ」を、医学部は長寿と健康を通じた「身体的な幸せ」をそれぞれ目的としている。これらの学部は、政府の影響力が国民に直接反映されるがゆえに「上級学部」と呼ばれるのである。それは、聖職者や法曹、医師といった国民に直接関係を持ち、生活上不可欠な人材を国家による大学のもとで育成し、世間にその影響力が及んでいくということである。

これにたいして、「下級学部」とは「哲学部」のことである。カントのいう「哲学部」とは、今日の我々が想像するような〈哲学〉に限定されず、より広汎な学問領域を扱うものであり、ちょうど〈人文学 humanities〉に相当するといえよう(宮崎 2009: 32)。では、なぜ哲学部は下級学部とされるのだろうか。自由七科は、中世の大学において上級学部進学のための予備課程として扱われており、カントのケーニヒスベルク大学は中世の容貌を色濃くのこす大学であり、それが『諸学部の争い』の考察に影響を与えたことは想像に難くない。カントによれば、哲学部が下級学部である所以は、下級学部が学問自身の利害関心、つまり真理への関心しかもたないためである。すなわち、上級学部が政府の関心に応答したり、国民の幸福のために従事したりするものであるとすれば、下級学部である哲学部は、学問の関心事にのみ配慮し、真理であるか否かにのみ関心を向け、理性的であることが求められるのである。政府という権威に従うのではなく、みずからの理性にのみその判断の根拠を置くということである。政府の命令や上級学部の学説からひとまず距離をおいたところで、それらが

妥当するものであるかどうか、真理であるかどうかを判定するという自由をもつため、上級学部と下級学部とのあいだには真理をめぐる争いも起こりうる。

さて、カントは 1798 年に『諸学部の争い』を著したのであるが、フンボルトがカントの著作に通じていたことはよく知られている——フンボルトはカントの著作を愛読し、全著作を三度にわたって読破したともいわれる——。それゆえに、フンボルトの大学理念はカント、とりわけその大学論において準備されていたといえよう。両者に共通していたのは、旧態依然の大学の姿——カントですら講義は自身の目から見て旧時代的なヴォルフ学派の教科書を用いて行っていた——を転換し、学問的自律性、理性にその根拠を置く「近代の大学」をめざすことにあった。ただしカントにおいては、上級学部は国家の統制に服すが、下級学部と呼ばれた哲学部は国家の統制から自由でなければならないという主張であったのにたいして、フンボルトはその主張を大学全体に拡張しているという違いがある（斎藤 2009：66）。

デリダは「この雛形 [=ベルリン大学] にもとづいて、少なくとも本質的な特徴のうちで、西洋のあらゆる主要な大学はおよそ 1800 年と 1850 年の間にいわば再-創設されています」という（DP：407/III130）。今日の我々がゼミナールという制度を自明のものみなしているかのように、大学という場を当然視してしまうが、大学はいうまでもなく構築物、人工物であり、ある理念——フンボルト理念でいえば学問研究を通じた人間形成——のもとに構築されたものである。それゆえ、脱構築が可能となるのであるが、デリダはそのうえで、大学の近代的概念と一定の形而上学とを切りはなすことはできないと指摘する。それが哲学にとって〈制度〉が外在的ではありえないこととおなじであることはすでに確認してきたとおりである。こうした前提のもと、デリダはカントの大学論『諸学部の争い』の読解を行っていく。

2. 「大学の責任とはなにか」のまえに

デリダのいうとおり、西洋の大半の大学がベルリン大学に則って 19 世紀前半に再-創設されたとすれば、それによってなにが生じたのだろうか。デリダは大学の責任についてカントを引き合いにして思考を展開していく。

デリダは、カントが『諸学部の争い』序言で、プロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム 2 世（在位 1786-1797）にたいして弁明を行っている点に着目する。国王はカントの著作『たんなる理性の限界内における宗教』（1793 年）を、哲学を悪用し、いくつかの教義を歪曲し、貶下したとして断罪し、カントに宗教に関しての講述を禁じたのであった。『諸学部の争い』冒頭でカントは、国王から受け取った手紙を一言一句引用し、それにたいする弁明を行う。デリダはこうしたカントの姿勢に〈責任-応答可能性 responsabilité〉を看取する⁽⁴⁾。すなわち、カントは教えるという立場に立っており、一方では教師として若者を導くことにたいして、もう一方では法を定める国王にたいしてという二重の責任を負っているということである。しかし、とデリダはつづける。

「今日ひとはこれとおなじことを語るができるでしょうか。わたしたちはともに大学固有の責任について議論するために、たがいに理解しあうことができるのでしょうか。わたしたちがこの主題について合意を得ることができるのか、あるいはたんにこれを明示することができるのかと自問しているわけではありません。わたしがまずもって問うているのは、わたしたちが〈わたしたち〉と叫ぶのか、共通言語でこの分野における責任の一般的な形式についてともに討論しうるのか、ということなのです」(DP: 403/III126)

カントの時代、責任は、特定しうる「だれか」のまえで、「なにごとか」にたいして負うべきものであると信じるのが可能だったとデリダは指摘する。言葉をかえると、〈責任〉という語がなにを示しているのか、だれに、なににたいして...、ということが不明瞭になっているのが現代ということになる。

「もしわたしたちがわたしたちとすることができるのであれば（しかしすでにそうってしまったのでは？）、わたしたちはどこにいるのか、と自問するかもしれません。見たところわたしたちがいる大学において、わたしたちとは一体だれなのでしょう。なにを表しているのでしょうか。だれを代表しているのでしょうか。わたしたちは責任があるのでしょうか。なにについて、だれのまえででしょうか。大学の責任があるとすれば、すくなくともこれらの問いを理解し、自分自身に引きうけて答える必然性が生じた瞬間にこの責任が始まります。このような応答の命法が第一の形式であり、最小限の要件です。たしかにひとはつねに答えずにいられますし、責任にたいする呼びかけや訴えを拒むことができます。かならずしも沈黙せずにそうすることさえ可能です。しかし、責任にたいするこの呼びかけの構造は、あらゆる可能な応答に先立っているもの、当の応答がいわばわたしたちのなかの他者からやってくるために独立した非対称なもので、したがって応答しないことですらアプリアリに責任を負うというものなのです」(DP: 397/III19)

デリダにおける〈責任〉概念は、彼の学問的出発点であるフッサール (Edmund Husserl, 1858-1938) の現象学研究以来、思考の導き手であった。デリダはじめての出版は、フッサールの遺稿である『幾何学の起源』を仏訳し、長大な序文をつけた『幾何学の起源「序説」』(1962年)であるが、そのなかでデリダは、フッサールが晩年「幾何学の起源」という歴史に遡って数学的対象の絶対性を基礎づけようとした意味が、起源を自覚することは同時に、科学および哲学の意味に責任をもつことにあるとし、フッサール現象学の有する〈学問にたいする責任〉を看取したのであった。デリダが哲学教育に関与し、そのなかで「大学の責任とはなにか」と問う際に、フッサールがナチスの台頭するさなかにあっても、数学的対象の絶対性を基礎づけようと孤独に思索を重ねた姿勢——その結晶こそが遺稿『幾何学の起源』である——が念頭にあったといえよう (堀内 2019: 55)。

しかしながら、〈責任〉概念をめぐるさらにはさらに慎重な考察が求められる。というのも、デカルトの〈コギト〉に端を発する近代的な主体——カントでいえば純粹実践理性——が、責任を負うというのはかならずしも自明のことではないからである。「責任と主体のこうした結びつきは永遠に切りはなしえないものではありません。それは自然なものではなく、ひとつの歴史を有しています」(DP: 408/III131)。先述のフッサールに見いだした〈学問にたいする責任〉も、近代的主体の延長線上で考えられており、「大学の責任とはなにか」と問うにあたってデリダは近代的な〈責任〉概念の更新をも企てているのである。

では、それはどのような〈責任〉でありうるのか。ひとつ方途になるのは、デリダとおなじくフッサールを学問的出発点にもち、〈責任〉概念を論じたレヴィナス (Emmanuel Lévinas, 1906-1995) との突合である。レヴィナスは、哲学——とりわけ近代哲学——が〈同〉という同一性のもとに成り立っており、他者、他なるものを〈同〉による自己同一の運動に巻きこんで把握してきたことを批判した。すでに確認したとおり、近代的主体を基盤とする責任は、〈わたし〉がなにごとかにたいして自律的に負うものである。しかし、レヴィナスのように他者からの「呼びかけ」を出発点とし、その応答を責任とした場合、自己意識としての〈わたし〉が責任主体であるという伝統的理解は限定されたものにならざるをえない (高橋 1998: 174)。わたしがわたしであるという責任主体においては、自由かつ自律的に責任を果たすことが可能になる。しかし、他者からの呼びかけにたいしてはそれを無視するとしても、無視することそのものが応答以前の応答、すなわち〈責任〉となってしまうのである。それゆえ〈責任〉とは他者への責任となるのである。

「大学と社会の諸関係のなかで、さまざまな知と技術——技術としての知——の生産や構造、アーカイブ化、伝達のなかで、知のさまざまな政治的争点において、知と真理の観念そのものにおいて、なにかまったく他なるものが到来したのです。とすれば、責任をとること、なににたいして、だれのまえて応答するのかという問いは、おそらくかつてないほど今日的で正統なものになるでしょう。しかし、『なに』や『だれ』はこれまでとはまったくべつのしかたで考えられるべきものでしょう」(DP: 406/III129)

「責任の危機」、すなわち「だれに」「なにに」たいして責任を負うのか、という問いが不明瞭なのは、高等教育の大衆化に象徴的なように知のありかた、大学のありかたがカントの時代とは異なるものになってしまったからにはほかならない。それゆえに、あらためて責任とはなんなのか、「だれに」「なにを」と問うことが——「過去一世紀のあいだに生じたこと、とりわけ第二次大戦後に起きたことが、責任についての言説の公理系、あるいは責任の言説、責任ある言説の公理系そのものを破壊してしまった」(DP: 405f./III128f.) ために——今日のかつ正統的なものとなるのである。

こうした分析を経てなお、「大学の責任とはなにか」という問いは、カントに立ちもどる

ことになる。

「そのように問いを立てることで、わたしは依然として伝統的な責任にたいして責任をもつ守衛あるいは受託者としてふるまうこととなります。実際、カントはわたしたちに述べているのは、どのような条件のもとで理性的大学一般は可能であったことになるのだろうか、ということです」(DP: 409/II132)

「大学の責任とはなにか」と問うデリダにあってすら、「大学それ自体に未来があるのかさえ不明瞭ですが」(DP: 410/II133) というように「不確実性」のなかで語っているが、それは、大学に責任がある「かのように」語るということであり、語るということが大学の責任を生じさせるということなのである。

「Philosophiam profiteri とは、哲学を教授する＝公言する professor ことを意味し、それは、たんに哲学者であること、哲学を適切なしかたで実践し、教えることではなく、公的なかたちで身を捧げること、哲学に従事すること、証言すること、さらには哲学のために戦うことを公的な約束によって誓約することです。ここで重要なのはこうした約束であり、責任の誓約です」(UC: 35f./32)

デリダは、「教授する」という語が「公言する」という意味をあわせもつことに目を向けるようにうながすが、それは、哲学者として語るということが自己を拘束 engagement し、責任を生み出すことであるということにほかならない。大学の責任について語ることは、「つねにあるべき、あるいは体現しなければならなかったものという意味で大学を参照する」(UC: 33/30) ことであり、カントの語る大学、すなわち〈起源〉においてそうでなければならなかったものを参照することなのである。この点は、すでにふれておいた、デリダが『幾何学の起源「序説」』においてフッサールに見いだした〈学問にたいする責任〉と同様の構造である。「わたしがみなさんとともに『諸学部の争い』を再読してみようと考えたのは、そこに責任という事実が、近代の大学の起源に、その前夜、前-創設的言説のうち書きこまれているようにおもわれたためです」(DP: 407/II130)。ただしそれは、カントの理念を現代においてたんに再活性化させるということではなく、現代の問題を検討するにあたって現在の問題がどのようにして構成されてきたかを分析するためのものなのである。

3. 大学の責任とはなにか

それゆえ、カントを読みなおすという作業は、たんに〈起源〉としてのカントの時代にもどるということを主張するものではなく、あくまで現在のことがらを問いに付すということなのである。「いまの時代に、なにがカントの言説のような言説を超えうるのでしょうか。さらには、超えなければならないのでしょうか」(DPC: 19/177)。

デリダは「事実、総じて大学には、非大学の審級をまえにした責任があるのです」(DP:

401/III124) という。「非-大学の審級」とはなにか。たとえば、デリダがカントの国王にたいする姿勢に見出したように、大学には国家にたいする責任がある。いうまでもなく国立大学を設置しているのは、国家である。しかし、それはかならずしも大学が国家の言いなりになることを意味してはいない。すでに確認してきたように、とりわけ下級学部である哲学部は、国家の言説をそのまま受容するのではなく、判断を真理であるか否か、理性にのみその判断の基準を置くのであった。カントは、政府が大学という組織を整備し、それが理性理念と合致していることを指摘しつつも、「政府に誤りが無いなどと政府の肩をもつつもりはない」としていたのであった。

国家が大学を設置しているということは、なにを意味しているのだろうか。すなわち国家と大学との関係とはどのようなものであるのか。大学が〈自治権 *autonomie*〉を持つ、すなわち自律しているということは、学問的評価、すなわち学者のみが学者について判断できる公理によって正当化されるということである。それはまさに知が知である所以である。にもかかわらず、こうした学問の自律性から、それが公にされていく際には、大学はもはや自身の権威を抛り所にするとは不可能であり、ある種の〈行為遂行性 *performativité*〉によって基準が設けられ、国家によってその権限が認可されているとデリダは指摘する。

「学問的評価の自律は絶対的で無条件なものでありえますが、その正当化の政治的な効果は、ごく厳密に当の学問的評価から区別されうると仮定したとしても、それでもやはり、大学にたいして外在的な権力によって制御され、測定され、監視されます。こうした権力にかんして、大学の自治＝自律は、他律の状態にあるのです」(DP: 401/III123)

哲学部といえども、大学の外部とまったくかわりをもたないでいるということはありません。大学はそれゆえ、大学の外部にたいして責任があるといえるのである。それはまさに、「哲学へとまっすぐに」進んでいくことを拒否し、哲学をめぐる状況や制度にも目を向けてつづけたデリダならではの分析である。おなじことが、真理にのみ関心を寄せているはずの下級学部、すなわち哲学部についても指摘される。

「それ自体において大学空間の総体についての理論的概念をもたらしている学部〔＝哲学部〕が、特殊な居場所を割り当てられており、かつ当のおなじ空間内で他の諸学部とそれらが代表している政府との政治的権威に服しているということです」(DP: 429f./III153)

自律を主張すべき国立大学が、じつは国の権威によって支えられていることは、すでに見てきたとおりである。たしかに下級学部が真理にのみ関心を向け、そのことが問題になっている場合には、いかなる権力であれそれを妨害することは許されず、政府はそうした自由を保障しなければならない。それゆえ自律とは、みずから真理を真理として認める哲学的理性

のことであり、判断の自由こそが大学の無条件性であり、上級学部のように実際の影響力を持たないとされる哲学部が下級学部とされる所以であった。デリダにいわせれば、自律している、あるいは自律しているべき哲学部も例外ではなく、哲学部が大学において特定の場所を有しており、他学部とともに政府の権威のもとにある点は留意しなければならない点である。

しかしながらそれは、くりかえしになるが、国家に服するという意味ではありえない。デリダは、哲学(部)あるいは哲学的真理が、国家から自律し、完全に自由であるべきとする近代の批判的主張にたいして、具体的な制度や状況をとまなわな「それ自体としての」哲学に留保をつけたように、むしろどんな〈自〉も〈他〉をもつ実態に即して、国家あるいは権力として象徴された「支配」概念の脱構築的解体を通じて、自由な真理主体であるべき哲学であっても〈他〉あるいは〈他〉からの呼びかけをもつことを明らかにしてみせたといえよう。国家の全否定が知の完全な自律につながるという想定は、実態を飛びこした抽象論にすぎず、それでは一緒に〈知〉の〈責任〉すなわち外部にたいする応答をも空無化してしまわざるをえないのである。つまり、大学が国家という外部をもつということは、権威に服するという側面のみならず、国家に象徴的なように外部にたいする〈責任〉を、現代においてもなお大学＝哲学が有しているのである。

それゆえデリダは、上級学部／下級学部の区別、下級学部の自律性を主張したカントをふまつつも、つぎのようにいう。

「この唯一のカントの規準（国家権力とそれを支える諸権力を代表すること）を保持するとすれば、今日人は上級学部と下級学部との間の境界について確証を持てるのでしょうか？ 以前と同様に上級学部を、神学部、法学部、医学部に限定しうるのでしょうか？ 下級学部はカントによれば政府の命令からきっぱりと独立していなければならないとされましたが、そこにはいかなる権力の関心や代理表象の痕跡も見出されえないのでしょうか？」（DP：426/II150）

デリダはこのように問うが、「哲学部はもはや自律性を主張することができない」という（DP：483/II208）。哲学部の自律性とは、カントにしたがえば、研究が「なにごとかのために」という〈目的〉をもつ「有用化 utilisation」あるいは「合目的化 finalisation」（DP：364/II86）からのがれたところにあり、なんらかの権力が及ぶ外部においてのみ真理の探求に勤しむことができる、そのようなものであった。

大学は非-大学にたいする責任があるとデリダが考えていたことはすでにみてきたとおりである。とりわけその典型例が国家であった。さらにいえば、大学という場の境界上には、大学行政の責任者、文書保管の経営・管理者、出版関係者、ジャーナリストといった人々が存在する（DP：484/II209）。それは、大学での成果を外部に公表にする際には、こうした大学外の権力にもしたがるをえないということを意味しているが、いうまでもなくそれ

は、哲学＝大学が外部という他者をもち、他者にたいしてのみ責任を果たしていくことができるという点とパラレルである。

さらにデリダは「研究の合目的化」について思考を展開していく。カントのいう哲学部で考えられていたような研究は、権力の影響が及ばないようなものであった。とくに純粋数学、形而上学などのように、理性にしたがって真理を探求する、そのようなものは「基礎研究」(DP: 479/II205)として、あらかじめ目的が設定されているのではなく、「なにごとかのために」という利害関心から離れたものであるとされてきた。

目的をもたない基礎研究と目的をもつ合目的化、有用化された研究との二者は、しかしながら、「現実的であっても限られた妥当性しか持たない」ものであり (DP: 480/II206)、厳密に区別されるものではない。どのような研究であれ合目的化、とりわけ軍事目的化されうることによりデリダは警鐘を鳴らす。デリダは「研究の合目的化には際限がなく、そこではすべてが技術的かつ道具的確証を『目指して』働く」という (DP: 482/II207)。

「戦争と国家のおよび国際的な安全保障に奉仕するため、研究プログラムはまた、情報、知識の貯蔵、言語および全記号体系の機能、それゆえまた、それらの本質のあらゆる領野にかかわらなければなりません。すなわち、翻訳、コード化とその解説、現前と不在の戯れ、解釈学、意味論、構造言語学および生成言語学、語用論、修辞学といった領野です」(ibid.)

どのような研究であれ、一見無用なものからなんらかの恩恵を導き出すことは可能である。物理学や生物学、医学といった領域のみならず、下級学部である哲学部でなされていることでさえ、つねになにかに奉仕する可能性を秘めている、そうデリダは指摘するのである。それは、デリダの学問的出発点であるフッサールの現象学的時間論をふまえるならば、学問創設時の目的や理念とされるものがあくまで現在から見出されたものでしかなく、なかったものが創出されたり、逆に含有されていたものが喪失するという点と同様の構造である (堀内 2019: 54)。

デリダは「諸々の合目的性を評価し、可能ならばそれらすべての目的のなかから選択することもできるように、新たな分析を準備することになる新たな組織編成が必要であることを明確にしておきたい」という (DP: 489/II214)。「なにごとかのために」という合目的化そのものが悪であるということではない。そうではなくて、さまざまな目的のうちから最善と思われるものを見出していくことが、大学、哲学者、科学者の責任として求められるのである。そこにはやはり、フッサール『幾何学の起源』における、学問の起源に見出される〈目的〉をその都度現在から読みなおし、その目的をみずからもそこに関与し貫徹してみせるといった〈学問にたいする責任〉のデリダ的な継承が看取されるのである。

哲学部すなわち人文学は、カントがいったようにいかなる権力の関心や代理表象の痕跡も見出されえないということはない。ただしそれは、哲学が閉塞した〈自〉の運動にとどまら

ず、外部という〈他〉をもち、それゆえにこそ〈責任〉が果たされうるという意味である。上級学部と下級学部との間の境界について確証をもつことも困難であり——蛇足になるが、今日においては、さらなる学問の細分化により学部それ自体も増えている——、カント『諸学部の争い』が提示した上級学部と下級学部のモデルは、デリダにとって時代遅れのものであったとてよい。「大学なるものは閉止しようとしています。カントのこうした議論を取りあげるには、もう遅すぎて、あまりに手遅れなのです——たぶんそれがわたしのいいなかったことです」(DP:434/III157)。しかしながら、デリダはそのさきにある「神学者、法律家、医者、技術者との争い、あるいは彼らが養成した実務家との争いの実質そのもの」(ibid.)に目を向けるようにうながす。

大学が〈創設〉された、そのことにあらためてデリダは目を向ける。では、創設とはなにか。デリダは『法の力』(1994年)において、〈法=権利 *droit*〉の開始がある種の暴力であることを指摘しているが、それは創設という出来事が、創設するものの論理から抜け出ていくものであるということである。「哲学的制度の創設以上に哲学的なことはなにもないようにおもわれますが、哲学的制度——大学であれ哲学の学派や学部であれ——の創設はそれ自体としては厳密にはすでに哲学的ではありえないのです」(DP:435/III158)。ふりかえっておけば、〈起源〉として見出されたカント『諸学部の争い』とベルリン大学とが、近代の大学の雛形となっていたのであった。

大学にも法=権利の開始と同様のことがいえよう。大学が創設されたということは、大学の内部だけで完結することではなく、レヴィナスをふまえていうならば〈他〉という外部をもつのである。大学の〈創設=基礎づけ *foundation*〉は、その都度新たな責任を背負うことになる、とデリダはいうが、その責任とはどのようなものか。デリダは「大学についていかにして語らないか」と、消極的な条件を提示し、新たな責任にどのような方向づけがなされるのか、という問いにとどめる。

デリダはここで、カントが持ち出した上級学部と下級学部との対立に遡り、方向づけるためには議会における右派と左派のような対立関係が必要であるという。「大学は、右と左の両足で歩かねばなりません。そして片方の足は、一歩ごとに身体を持ちあげて踏みだすあいだ、もう片方の足を支えていなければなりません」とデリダはいう(DP:437/III160)。それは、哲学部ひいては大学が進んでいくための外部をもつ必要があるということである。たしかに上級学部と下級学部との区別は厳密にできるものではないが、その「実質」とはどちらか一方に偏ることなく、つねに「上級学部」と「下級学部」との「要素」が争いつづけ、共存しつつけるということであろう。

むすびに

大学がその外部とどのように付きあっていくか、言葉をかえれば大学の自律とはなにか、デリダはカントをふまえて考察してきたのであった。デリダが「哲学部はもはや自律性を主

張ることができない」といったのは、完全な自律が不可能——カント風にいえば統制的理念といってもよい——であるが、自律性の制限はむしろ、大学の外部からの呼びかけにたいして応答し、責任を果たす好機でもあったようにおもわれる。とすれば、やはりわたしたちも大学の境界を思考しつづけ、〈知〉のありかたについてその都度論じることが、責任を生み出し、それを果たしていくことになるのではないだろうか。

謝辞

若手シンポジウムでは、拙報告にたいして、貴重な意見や批判をいただきました。本稿にはそれらに負う箇所が多数存在します。この場を借りて参加者のみなさま、とりわけ拙報告に意見や感想を寄せてくださった方々にお礼申し上げます。

注

- (1) 以下「哲学教育運動」とは、デリダが 1970 年代以降に繰り広げた哲学教育への関与を指すこととする（堀内 2019：47）。発端は 1968 年の学生運動、五月革命に遡ることができる。フランスでは高等学校（lycée）最終学年において科目「哲学」が文系・理系を問わず必修科目として設置されており、中等教育の仕上げとして、自由に考え、発言する市民の育成が目指されている。五月革命の経過を見たフランス政府は、科目「哲学」の授業時間数や教員数を削減し、哲学教育を縮小する方向へと舵を切り、その総決算が一連の「アビ改革」である。高等学校最終学年の必修科目であった哲学は、その前学年の選択科目に成り下がろうとしていた。デリダはこうした哲学教育縮小の動向に抗して、1974 年に GREPH（Groupe de Recherches sur l'Enseignement Philosophique, 哲学教育研究グループ）を結成し、大学の哲学の教授や高校教員だけでなく、学生、一般市民をも巻きこんで哲学についての理論的考察を深めるとともに、具体的な運動を展開していった。さらに左派ミッテラン政権が成立すると、その支援のもとでデリダは 1983 年に国際哲学コレージュ（Collège international de philosophie）を創設し、現行の制度に収まりきらない哲学の研究、教育などに尽力した。以上のようにデリダは、哲学教育にかんして実践的な活動に身を投じたのである。
- (2) デリダは『哲学への権利』において、哲学の制度である〈言語〉を分析するにあたって、デカルト『方法序説』が日常語であるフランス語から伝統的・規範的言語であるラテン語に再度翻訳されたことに着目した分析を行っているが、その筆者なりの考察は別稿を期したい。「翻訳したほうがよいとすれば I / II」（『哲学への権利』所収 DP：283-341/ II5-63）参照。
- (3) もっとも、近年、潮木（2008）など「フンボルト理念」の影響の大きさを疑問視する研究も提出されている。
- (4) 以下、煩雑さを避けるためにたんに「責任」とするが、責任という語が「応答可能性」という側面をもちあわせている点に留意されたい。「責任 responsabilité」を語源的に遡ると、「応答 réponse」と「可能性 abilité」から成りたっている。

参考文献

- （略号を用いた文献は略号を併記する。外語文献を引用する際には原典、邦訳の頁数の順で指示する。）
- 齊藤渉（2009）「フンボルトにおける大学と教養」西山雄二編『哲学と大学』未来社、50-77。
- 潮木守一（2008）『フンボルト理念の終焉？——現代大学の新たな次元』東信堂。
- シュネーデルバッハ, H.（船山俊明・朴順南・内藤貴・渡邊福太郎訳）（2009）『ドイツ哲学史

- 1831-1933』法政大学出版局。
- 高橋哲哉（1998）『デリダ——脱構築』講談社。
- 長坂真澄（2012）「デリダによる超越論的病理論——カント、フッサールを導きの糸とする「来たるべきデモクラシー」考」『表象』(6), 表象文化論学会, 125-139。
- 中田光雄（2008）『正義, 法-権利, 脱-構築——現代フランス実践思想研究』創文社。
- 西山雄二（2009）「ジャック・デリダにおける哲学と大学」西山雄二編『哲学と大学』未来社, 187-204。
- 堀内友博（2019）「デリダの哲学教育への関与の意味——思想展開における位置づけと哲学のありかたをめぐって」『学校教育学研究論集』第40号, 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科, 47-59。
- 牧野英二（1994）「カントの大学論——「諸学部の争い」の現代的射程」『現代思想』第22巻第4号, 青土社, 295-305。
- 宮崎祐助（2009）「秘密への権利としての哲学と大学——カント『諸学部の争い』における大学論」西山雄二編『哲学と大学』未来社, 26-49。
- Derrida, J. (1990) *Du droit à la philosophie*, Galilée. = 西山雄二・立花史・馬場智一訳（2014）『哲学への権利 1』みすず書房／西山雄二・立花史・馬場智一・宮崎裕助・藤田尚志・津崎良典訳（2015）『哲学への権利 2』みすず書房。[DP]
- Derrida, J. (1997) *Le droit à la philosophie du point de vue cosmopolitique*, Éditions Unesco / Verdier. = 西山雄二訳（2009）「世界市民的見地における哲学への権利」『現代思想』第37巻第14号, 青土社, 174-189。[DPC]
- Derrida, J. (2001) *L'université sans condition*, Galilée. = 西山雄二訳（2008）『条件なき大学』月曜社。[UC]

【ほりうち ともひろ／東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科博士課程／教育哲学】